

# 地域住民による左京区北部山間地域の将来像取りまとめに向けた支援業務 委託仕様書

## 1 業務名

地域住民による左京区北部山間地域の将来像取りまとめに向けた支援業務

## 2 業務目的

左京区北部山間地域（別所、花脊、広河原、久多、百井の各地域。本業務においては、別所・花脊・広河原地域、久多地域、百井地域の3つに区分する。）は、様々な地域の魅力や資源がある一方で、人口減少や高齢化の進行により衰退の危機にある。将来にわたり住民が元気に暮らしていける地域であり続けるためには、地域住民はもちろん、行政、民間事業者等、様々な主体が関わっていくことが必要である。

本業務は、令和7年度に京都市左京北部山間地域自治連絡協議会（以下「左北連」という。）主催（協力：左京区役所）により実施した地域住民によるワークショップや外部関係者との意見交換会を通じて洗い出された、左京北部山間地域に内在する魅力、課題、活用可能な地域資源及び地域住民が取り組んでいきたいこと等を土台として、地域住民が主体となつてつくる各地域及び北部山間地域全体の「将来像」の最終的な取りまとめを支援する。

また、地域住民自らが、取りまとめた「将来像」の実現に向けて行動できる力を育み、持続可能な地域運営体制を構築するための基盤を築くことを支援する。

そのため、本業務では将来像の取りまとめに加え、地域リーダー育成といった具体的な実現への道筋をつけるための施策を実施する。これにより、地域住民一人ひとりが将来を「自分ごと」として捉え、その実現に向けて主体的に行動する機会を創出し、次世代へと繋がる持続可能な地域づくりを促進することを目的とする。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

## 4 業務内容

受託した事業者（以下「受託者」という。）は、次の(1)～(4)の業務を行うものとする。

本業務は、地域住民が主体となつて将来像を取りまとめ、その実現に向けた意思と実行力を養うことを前提とするため、受託者は、発注者と共に、地域住民の意思決定と行動を最大限にサポートする役割を担うこと。地域住民が困難に直面した際には、ともに解決策を検討し、具体的なヒントの提示や、必要な調整、広報・文章化の支援など、側面支援を行うこと。

本業務の実施に当たっては、具体的な手法を明確にし、事前に市と十分に協議すること。

以下は発注者の想定する手法であるが、これに替わる有益な手法の提案を妨げるものではない。ただし、その場合でも令和7年度に各地域で実施したワークショップで得られた意見の集約・分析結果の活用は必須とする。

(1) 各地域の「将来像の骨組み」づくり

各地域での将来像の取りまとめのベースとなる、たたき台をつくる作業。

令和7年度に各地域で実施したワークショップで得られた意見の集約・分析結果を活用し、別所・花脊・広河原地域、久多地域、百井地域、そして北部山間地域全体の将来像の取りまとめに向け、意見の共通項などを踏まえた将来像の共通の骨組みを、左北連が地域住民から選出する代表者（以下、「将来像検討メンバー」という。）をサポートしてつくる。各地域及び全体で、最低で合計4～5回程度の打ち合わせ（場所は各地域又は左京区役所）が必要と想定している。

受託者は、打ち合わせに使用する「将来像の骨組み」のたたき台を作成し、骨組みの完成に向けた打ち合わせの進め方を提案すること。また、打ち合わせから(2)に示すワークショップ等を経て、将来像を取りまとめるまでのスケジュールの立案やタスクの切り分けも業務に含む。

(2) 将来像取りまとめに向けたワークショップの実施

令和7年度に各地域で実施したワークショップで得られた意見の集約・分析結果を活用し、(1)で作成した「将来像の骨組み」を基に、別所・花脊・広河原、久多、百井の各地域において、地域住民が主体となって将来像を肉付けし、完成させるための意見を集めるワークショップを実施する。各地域での将来像の取りまとめに加え、北部山間地域全体の将来像の取りまとめに向けたワークショップも実施する。ワークショップは、各地域及び区役所開催で最低で計4回以上実施予定。

受託者は、ワークショップの企画・実施、そこで出た意見の分析や方向性を提示して、地域住民による将来像の取りまとめと将来像のドキュメント作成（百井地域、別所・花脊・広河原地域、久多地域及び北部山間地域全体の将来像）をサポートする。

ワークショップでの問い、必要な参加者、望ましい進め方、将来像の取りまとめ手法について提案すること。

(3) 各学区会長との事前打合せ

(1)(2)の業務の実施に当たり、北部山間地域又は左京区役所にて、進め方等について、各地域の自治振興会会長、将来像検討メンバーと計2回程度の打合せを実施すること。

(4) 将来像取りまとめ報告会

北部山間地域又は左京区役所にて、取りまとめた将来像の報告会を1回実施する。

(5) 地域のリーダー向け研修会

地域住民自らが将来像の実現に向かって動いていけるよう、地域運営に必要なノウハウ等を学習する機会となる研修会を1回以上実施する。

特定のテーマを設定して行う勉強会、先進事例の視察等、内容については受託者の提案を求める。

(6) その他業務（令和8年の業務中に実施する事項であり、当プロポーザルにおける提案を要しない。）

- ・ 将来像取りまとめ後の地域の取組に対するサポート方法について、発注者にアドバイスをすること。
- ・ 将来像取りまとめ後に、令和9年度に実施する、将来像やその取りまとめに向けた地域の取組について広く発信するための取組について、発注者に提案すること。
- ・ 取りまとめた「各地域及び北部山間地域全体の将来像」について、印刷物として作成すること。作成する部数は、500部を想定。

## 5 提供資料

業務の遂行に当たり、本市から受託者に提供可能な資料は次のとおり。その他、受託者が本業務遂行上必要な資料がある場合は、本市と協議のうえ提供するものとする。

- ・ 左京区北部山間部地域の将来像検討に向けたワークショップの実施業務 成果品  
<https://www.city.kyoto.lg.jp/sakyo/page/0000350119.html>

## 6 提出書類

### (1) 事業開始時

受託者は、契約締結後速やかに次のア～イに示す資料を提出すること。

- ア 業務着手届
- イ 業務スケジュール

### (2) 事業完了時

受託者は、業務完了後速やかに次のア～ウに示す資料を提出すること。

- ア 業務完了届
- イ 当業務に係る成果物（各地域及び北部山間地域全体の将来像のドキュメント）
- ウ 「4 業務内容」に係る実績報告書
- エ その他市長が必要とする書類

※電子データ1部（DVD等の記録媒体）と紙媒体1部（A4サイズ）を提出すること。

※電子データについては、本市に提出する前に必ずウィルス対策を行い、DVDのラベルに、次の項目を記載すること。

- ① 使用したウィルス対策ソフト名
- ② ウィルス定義年月日
- ③ チェック年月日を記載すること

## 7 留意事項

(1) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法・京都市個人情報保護条例に則り適切に管理すること。

- (2) 業務の実施に当たっては、着手前に本市職員と十分に協議したうえで、その指示に従うこととし、円滑な業務遂行に努めること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (5) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ書面により本市の承認を得なければならない。
- (6) 本市は、(5)の承認をするときは、条件を付することができる。
- (7) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様に疑義が生じたときは、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市が定めるものとする。
- (8) 本市が提供した資料及びデータ等については、他への流用を一切禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。